

第1章 計画策定の背景と現況

1. 計画策定の背景と社会動向

朝霞市では、平成 24（2012）年 3 月に「水と緑を育む 環境にやさしいまち 朝霞」を望ましい環境像とする「第 2 次朝霞市環境基本計画」（以下「第 2 次環境基本計画」という。）を策定し、5 つの環境目標のもと、市、市民・市民団体、事業者のパートナーシップにより環境施策に取り組んできました。

第 2 次環境基本計画策定以降、社会情勢及び環境行政を取り巻く状況は大きく変化しています。

地球温暖化の分野では、平成 27（2015）年 12 月に採択された地球温暖化対策の国際的枠組み「パリ協定」を受けて、日本の地球温暖化対策を総合的、計画的に推進するための計画である「地球温暖化対策計画」が平成 28（2016）年 5 月に策定されました。「パリ協定」では、21 世紀後半に温室効果ガス排出の実質ゼロを目指しており、令和 2（2020）年 10 月、わが国においても、「令和 32（2050）年までのカーボンニュートラルの実現」を表明し、脱炭素社会の実現に向けて取り組むこととなりました。

生物多様性の分野では、愛知目標の達成年を令和 2（2020）年に迎え、ポスト 2020 生物多様性枠組が進められています。生物多様性の確保は、安心して暮らせる環境の確保にもつながっており、生態系を基盤とした気候変動対策、防災・減災対策などが重視されています。

また、循環型社会の分野では、平成 30（2018）年 6 月に「第四次循環型社会形成推進基本計画」が策定され、食品ロス問題やマイクロプラスチックを含む海洋ごみ問題といった課題解決のための取組が示されています。

国においては、平成 30（2018）年 4 月に「第五次環境基本計画」が閣議決定され、持続可能な開発目標（SDGs）の考え方を活用しながら、環境政策により、経済的、社会的な課題を同時解決し、将来にわたって質の高い生活をもたらす「新たな成長」につなげていくことや「地域循環共生圏」の創造など、環境に対する新たな視点が示されました。

本市では、平成 8（1996）年 9 月に「朝霞市住み良い環境づくり基本条例」を制定し、その基本理念の実現に向け、平成 14（2002）年 3 月「朝霞市環境基本計画」を策定し、環境の保全と循環型社会の構築への取組を進めてきました。これに引き続く、現行の第 2 次環境基本計画では、令和 3（2021）年度までの重点的取組の方向を示し、本市の目指す環境像の実現に向けた取組を展開してきました。

今般、第 2 次環境基本計画の目標年次を迎えることから、社会情勢の変化や市の現状を踏まえ、新たな環境問題に対して、総合的・計画的な対応を図っていくために、第 3 次朝霞市環境基本計画（以下「本計画」という。）を策定することとなりました。

(1) 地球温暖化対策

平成 27 (2015) 年にパリで開催された国連気候変動枠組条約第 21 回締約国会議 (COP21) において、すべての国が参加し、公平かつ実効的な枠組みである「パリ協定」が採択されました。パリ協定では、世界の平均気温の上昇を産業革命以前と比べて 2℃より低く保ち、1.5℃に抑える努力を追求すること等が世界共通の長期目標として掲げられました。

わが国では「パリ協定」を踏まえ、平成 28 (2016) 年 5 月に「地球温暖化対策計画」を策定し、令和 12 (2030) 年度までに温室効果ガス排出量を 26%削減 (平成 25 (2013) 年度比) する中期目標に向けた対策に取り組んできました。令和 2 (2020) 年 10 月に「令和 32 (2050) 年までに温室効果ガス排出量実質ゼロ」(カーボンニュートラル) を宣言し、令和 3 (2021) 年 5 月「地球温暖化対策の推進に関する法律」の改正により、令和 32 (2050) 年までの脱炭素社会の実現に向けた基本理念が明記されました。

地球温暖化対策の動向は国内外で大きく変化しており、今後も国の動向を注視しながら、再生可能エネルギーの導入や更なる省エネルギー対策の徹底などを推進していくことが必要となっています。

また、気候変動への対策として、従来行われてきた地球温暖化の進行を抑制する「緩和策」に加え、気候変動により既に起こりつつある影響に備える取組「適応策」も重要です。

平成 30 (2018) 年 12 月に施行された「気候変動適応法」では、気候変動の影響による被害を防止・軽減する適応策の推進が法的に位置付けられました。気候変動の影響の内容や規模は、気候条件、地理的条件、社会経済条件等の地域特性によって大きく異なることから、それぞれの地域が地域特性に応じた適応策を推進していくことが求められています。

■気候変動への対策 (緩和と適応)



(出典:「気候変動と適応」気候変動適応情報プラットフォームポータルサイト)

(2) 持続可能な開発目標（SDGs）

SDGs とは、Sustainable Development Goals の略で、持続可能な開発目標と訳されます。平成 27（2015）年 9 月に国連本部で開催された「国連持続可能な開発サミット」において、「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」が採択され、この中で掲げられたもので、全世界で、経済・社会・環境の 3 つのバランスが取れた社会を目指すための行動目標です。

SDGs は、国際社会全体の開発目標として、人間、豊かさ、平和、パートナーシップ、地球の 5 つの要素について、令和 12（2030）年を期限とする包括的な 17 のゴール（目標）と 169 のターゲット（達成基準）を設定し、「誰一人取り残さない」という基本理念のもと地球環境の保全と豊かさの追求を両立することを目的としています。経済・社会・環境に関する課題に、統合的に取り組むことで持続可能な社会へ変革することが求められており、17 のゴール（目標）は相互に関連し、1 つの取組が複数の課題の解決に貢献するという特徴を持っています。

地方公共団体においても、持続可能なまちづくりに向けた取組の推進にあたっては、SDGs の考え方を活用して、地域が直面している様々な課題を統合的に解決することが期待できることから、SDGs の達成のための取組が推進されています。

■SDGs の 17 のゴール



（出典：国際連合広報センターホームページ）

■SDGsの17のゴール

 目標1 貧困をなくそう あらゆる場所で、あらゆる形態の貧困を終わらせる	 目標10 人や国の不平等をなくそう 国内および各国間の不平等を減らす
 目標2 飢餓をゼロに 飢餓を終わらせ、食料の安定確保と栄養状態の改善を実現し、持続可能な農業を促進する	 目標11 住み続けられるまちづくりを 都市や人間の居住地をだれも排除せず安全かつレジリエントで持続可能にする
 目標3 すべての人に健康と福祉を あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確実にし、福祉を推進する	 目標12 つくる責任 つかう責任 持続可能な消費・生産形態を確実にする
 目標4 質の高い教育をみんなに すべての人々に、だれもが受けられる公平で質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する	 目標13 気候変動に具体的な対策を 気候変動とその影響に立ち向かうため、緊急対策を実施する
 目標5 ジェンダー平等を実現しよう ジェンダー平等を達成し、すべての女性・少女のエンパワーメントを行う	 目標14 海の豊かさを守ろう 持続可能な開発のために、海洋や海洋資源を保全し持続可能な形で利用する
 目標6 安全な水とトイレを世界中に すべての人々が水と衛生施設を利用できるようにし、持続可能な水・衛生管理を確実にする	 目標15 陸の豊かさも守ろう 陸の生態系を保護・回復するとともに持続可能な利用を推進し、持続可能な森林管理を行い、砂漠化を食い止め、土地劣化を阻止・回復し、生物多様性の損失を止める
 目標7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに すべての人々が、手頃な価格で信頼性の高い持続可能で現代的なエネルギーを利用できるようにする	 目標16 平和と公正をすべての人に 持続可能な開発のための平和でだれをも受け入れる社会を促進し、すべての人々が司法を利用できるようにし、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任がありだれも排除しないしくみを構築する
 目標8 働きがいも 経済成長も すべての人々にとって、持続的でだれも排除しない持続可能な経済成長、完全かつ生産的な雇用、働きがいのある人間らしい仕事（ディーセント・ワーク）を促進する	 目標17 パートナーシップで目標を達成しよう 実施手段を強化し、「持続可能な開発のためのグローバル・パートナーシップ」を活性化
 目標9 産業と技術革新の基盤をつくろう レジリエントなインフラを構築し、だれもが参画できる持続可能な産業化を促進し、イノベーションを推進する	

(出典：「SDGsとターゲット新訳」制作委員会 (http://xsdg.jp/shinyaku_release.html))

(3) 生物多様性

現在、地球上には約 3,000 万種類もの生物がいるといわれており、人間を含め、それぞれの環境に適応して生きている多様な生物が、相互につながり、支えあって生きていることを生物多様性といいます。

私たちは、暮らしに欠かせない水や食料、木材、繊維、医薬品をはじめ、様々な生物多様性のめぐみ（生態系サービス）を受け取っています。また、生物多様性は、四季の美しさや文化など心の安らぎを育んでくれ、豊かな森林や河川を保全することは、安全な水の確保や災害の軽減、土壌流出防止など、安心して暮らせる環境の確保につながっています。このように、私たち人間社会の生活は、豊かな生態系に依存しており、自然環境を守り、生態系サービスを持続的に利用することは、人類共通の最重要課題の一つとなっています。

世界全体で生物多様性の保全に取り組むため、平成 4（1992）年に「生物多様性条約」が締結されました。これによると、生態系の多様性・種の多様性・遺伝子の多様性という 3 つのレベルで多様性があるとしています。

その後、平成 22（2010）年には、生物多様性の損失を止めるため、令和 2（2020）年までに世界各国が達成すべき 20 の個別目標「愛知目標」が採択されました。しかしながら、愛知目標の達成状況は一部の分野で成果はあったものの、完全に達成した項目はひとつも無く、生物多様性の損失が続いています。

■自然のめぐみ



（出典：環境省ホームページ）

(4) 海洋プラスチックごみ問題

国は、循環型社会形成推進基本法に基づき、平成 30（2018）年に「第四次循環型社会形成推進基本計画」を閣議決定し、地域循環共生圏形成による地域活性化、ライフサイクル全体での徹底的な資源循環、適正処理の更なる推進と環境再生などを重要な方向性として掲げています。

近年、プラスチックごみが適正に捨てられずに河川などを通じて海に流れ込む「海洋プラスチックごみ」が問題となっています。世界中で毎年 800 万 t のプラスチックごみが海に流出し、そのうち 2 から 6 万 t が日本からの発生と推計されています。令和 32（2050）年までには海洋プラスチックの重量が魚の重量を超えると予測されています。

海洋プラスチックごみは、生活に身近なプラスチック製品などが発生源で、それらが主に河川を経由して海洋へ流出することによる海洋生態系への影響が懸念されています。海洋プラスチックごみによる地球規模での環境汚染によって、生態系、生活環境、漁業、観光などへの悪影響が世界全体で懸念されており、処理が困難なマイクロプラスチックの危機感も鮮明になっています。

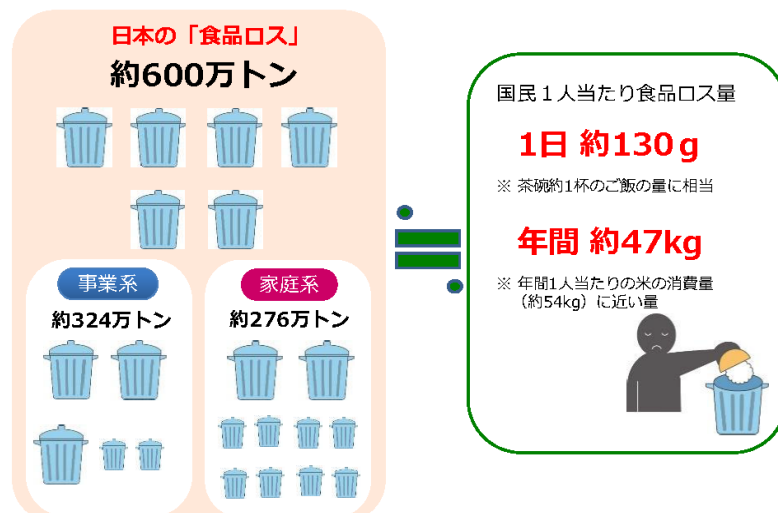
令和元（2019）年に策定された「海洋プラスチックごみ対策アクションプラン」では、本市のように直接的には海洋と接していない地域においても、プラスチックごみの回収・適正処理、発生抑制に努めることが求められています。令和 2（2020）年 7 月からは、プラスチック製買物袋の過剰な使用を抑制するための「レジ袋有料化」が開始されるなど、プラスチックの消費に関わるライフスタイルの変革が始まっています。

(5) 食品ロス

近年着目されているのが、本来食べられる食品を捨ててしまう「食品ロス」です。平成 30（2018）年度の食品ロス量推計値は約 600 万トンとなり、国民一人あたり、1 日茶碗 1 杯分のごはんを捨てていることになります。

食品ロスは、食料生産時のエネルギーを無駄に消費していることや運搬や廃棄などで余分な二酸化炭素を排出することなどから、食料問題だけでなく、環境にも悪影響を及ぼす問題となっています。

■日本の食品ロスの状況
（平成 30（2018）年度）



（出典：農林水産省ホームページ）

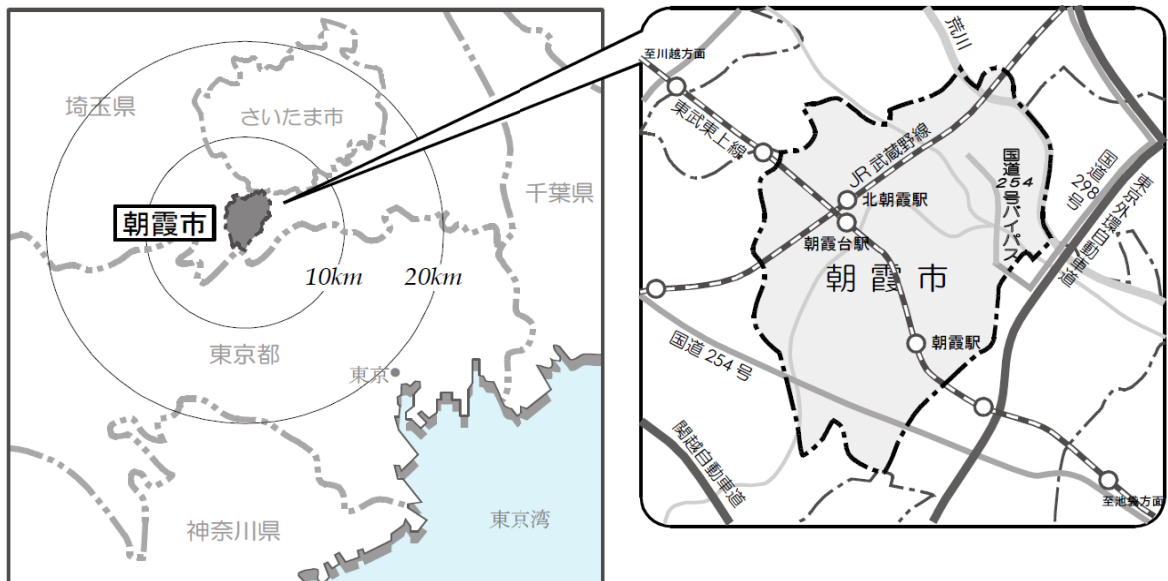
2. 朝霞市の概況

(1) 地勢・交通

本市は、埼玉県の南西部に位置し、都心からは約 20km の位置にあります。東は和光市と戸田市、西は新座市、南は東京都練馬区、北は志木市とさいたま市に隣接しています。

本市の南部を国道 254 号（川越街道）、東部の市境付近を東京外かく環状線が通っています。鉄道では、東京メトロ有楽町線・副都心線、東急東横線及び横浜高速みなとみらい線と相互直通運転を行っている東武東上線が市の中央部を南北方向に通り、都心や横浜方面に直結しています。また、さいたま市など県央地域とを結ぶＪＲ武蔵野線が市の北部を東西方向に通っています。

■朝霞市の地勢と交通



(出典：第5次朝霞市総合計画 後期基本計画 令和3（2021）年3月)

(2) 地形・地質

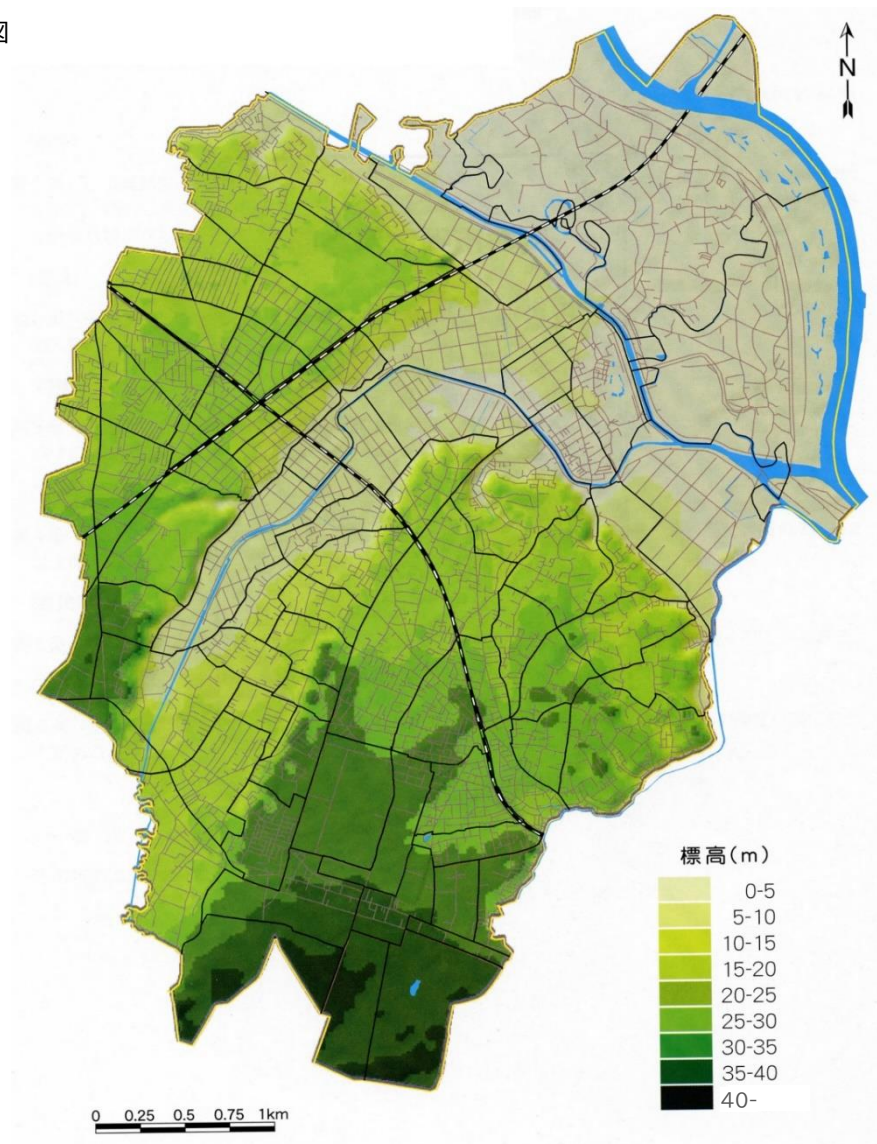
本市の区域は、東西約 4.6km、南北約 6.3km で、面積約 18.34 km²となっています。

地形は武蔵野台地（約 70%）と荒川低地（約 30%）に大別され、その間の斜面地には樹林地があり、武蔵野の面影を残しています。市役所の位置で海拔 30.15m、市内の最大高低差は約 53m です。

北東部には荒川と新河岸川が流れ、中央部を黒目川が東西に流れ新河岸川に合流しており、また、東南部を越戸川がほぼ南北に流れています。

地質は、荒川低地が沖積層を主体とし、武蔵野台地が河岸段丘堆積物（砂・砂れき層）とその上部に存在する武蔵野・立川ローム層（関東ローム層）を主体としています。関東ローム層の下部には、良好な水質の地下水が大量に蓄えられています。

■朝霞市地形図



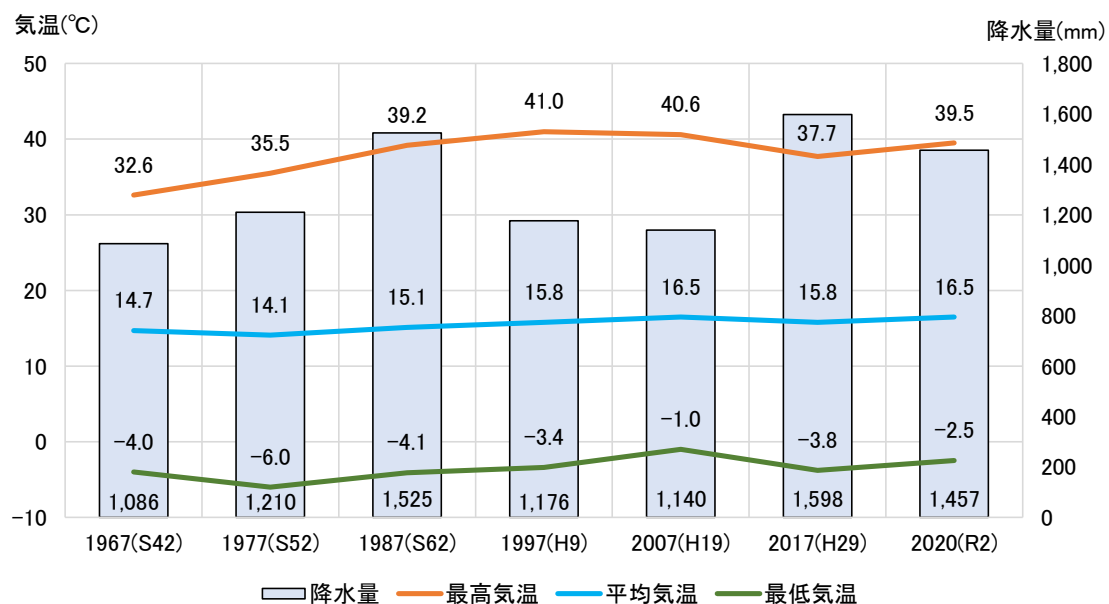
（出典：朝霞市都市計画マスタープラン 平成 28（2016）年 11 月改訂）

(3) 気象

本市の気候は、夏は高温多湿で、冬は乾燥した晴天が続き、降水量は比較的少なく、太平洋沿岸に比べ多少寒暖の差が大きく内陸性の気候特性を示しています。平均気温は 15℃から 17℃、平均降水量は 1,400 mm程度で、晴天日数が多い傾向にあります。

本市の気温は、この 50 年で最高気温は 5℃以上、平均気温で 2℃近く上昇しています。また、降水量もここ数年で増加傾向となっています。

■気温・降水量の推移



(出典：埼玉県南西部消防局資料 より作成)

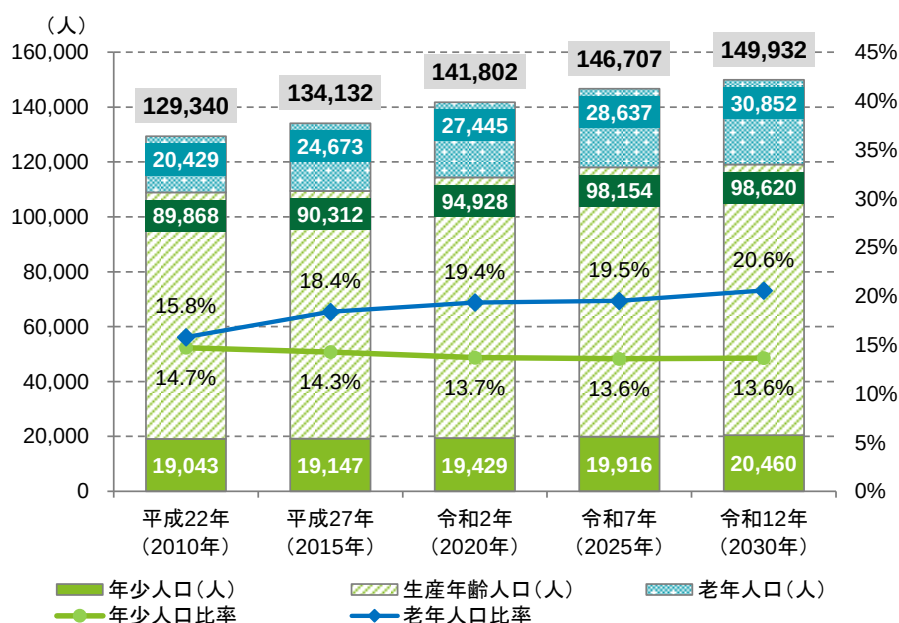
(4) 人口

本市の人口は、令和3（2021）年7月1日現在で144,234人、世帯数は68,986世帯に達しています。全国的には人口の減少局面へと移行していますが、本市の人口は今後もしばらく増加傾向で推移すると見込まれます。今後の人口増加は徐々にゆるやかになり、長期的には令和32（2050）年頃から減少に転じると考えられます。

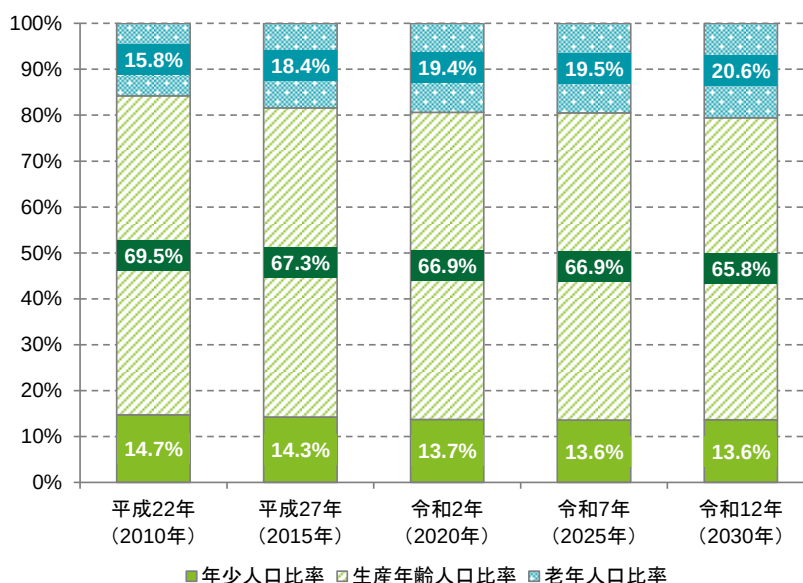
他方で、人口構成比をみると、年少人口は減少傾向、老年人口は増加傾向にあり、少子高齢化が進行しています。

※年少人口は15歳未満、生産年齢人口は15歳以上65歳未満、老年人口は65歳以上を指します。

■年齢3区分別 人口の推移と将来推計



■年齢3区分別 人口比率の推移と将来推計

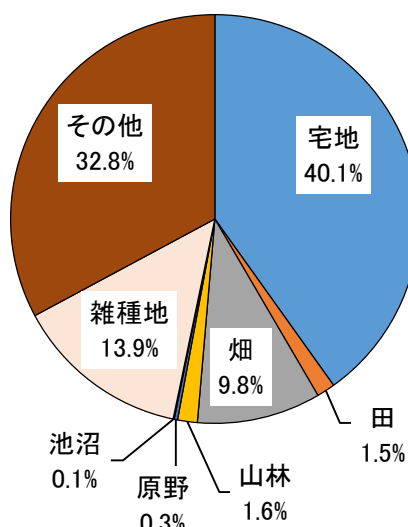


(出典：第5次朝霞市総合計画 後期基本計画 令和3（2021）年3月)

(5) 土地利用

令和3（2021）年1月時点の地目別土地利用面積割合では、市域面積 18.34 km²のうち、宅地は 40.1%、田・畑は 11.3%、山林・原野は 1.9%となっています。田・畑、山林・原野は減少傾向にあり、宅地と雑種地が増加しています。

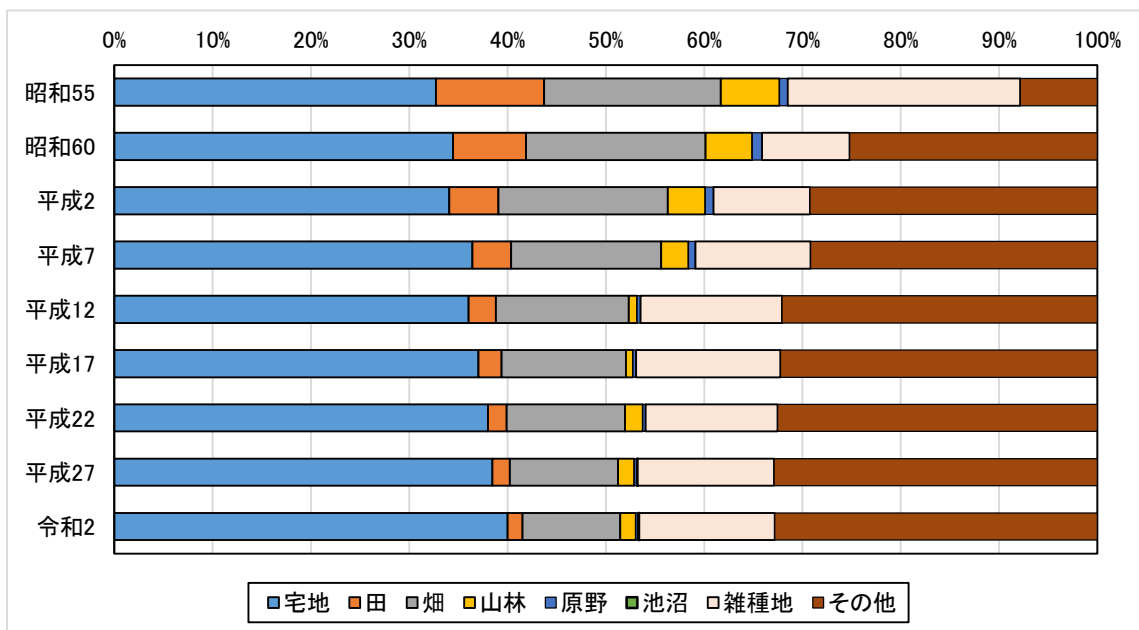
■地目別土地利用面積割合（令和3（2021）年）



※固定資産台帳に登録された地積で非課税も含む。
※その他：墓地、境内地、運河用地、水道用地、用悪水路、溜池、堤、井溝、保安林、公衆用道路及び公園をいう。

（出典：統計あさか より作成）

■地目別土地利用面積割合の推移

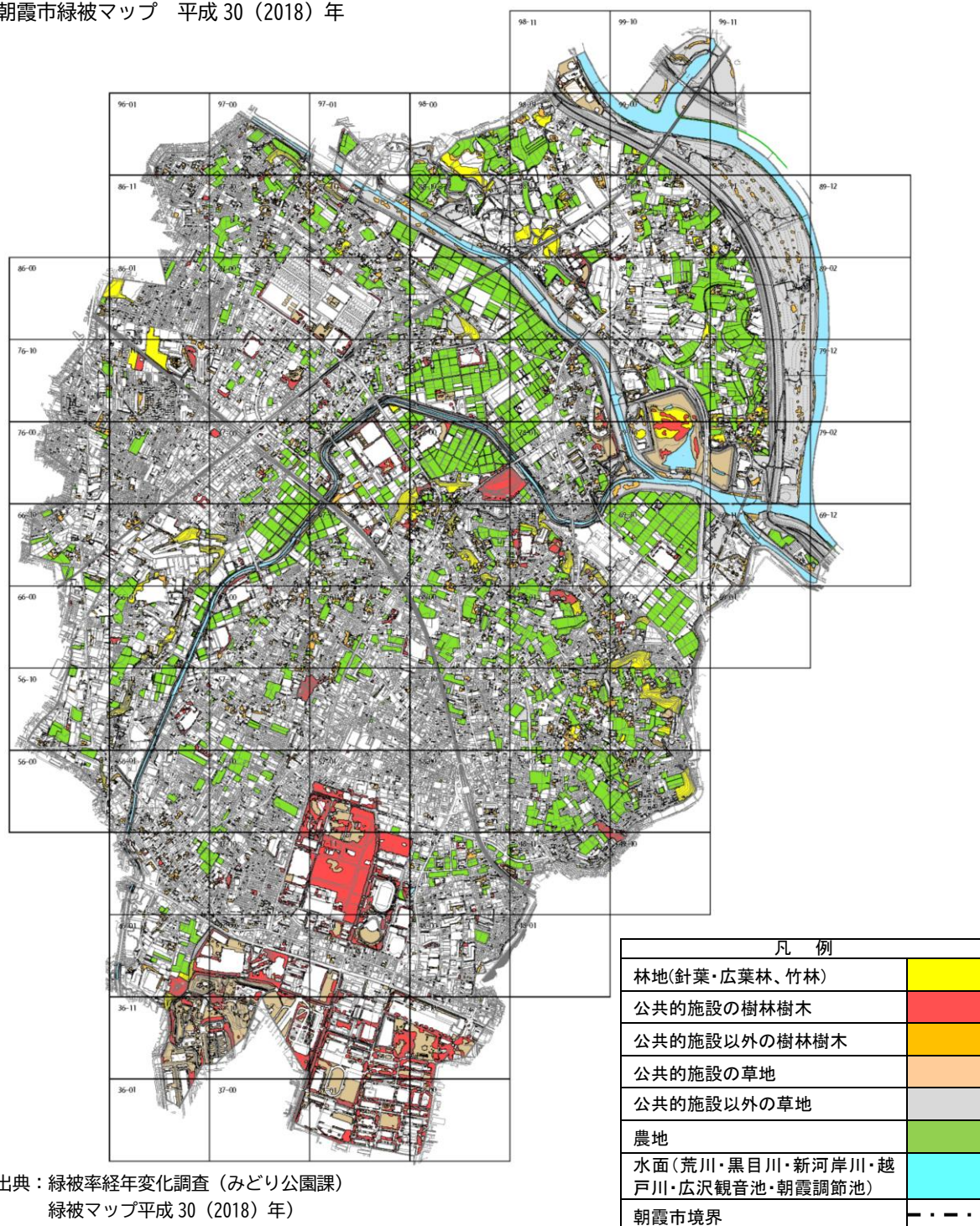


（出典：統計あさか より作成）

(6) 緑地

本市の緑被地面積は、平成 30（2018）年時点において約 6.62 ㎢で、緑被率は 36.10%となっています。緑被率は、平成 25（2013）年の調査と比較して 1.44%減少しており、社会情勢の変化に応じて緑地の量が減少したものと考えられます。主な緑被地分類別の構成比は、農地が最も多く（32.07%）、次いで、公共的施設以外の草地（25.67%）、公共的施設の樹林樹木（11.22%）、公共的施設以外の樹林樹木（10.27%）となっています。

■朝霞市緑被マップ 平成 30（2018）年



(7) 産業

本市の産業は、平成 28（2016）年において民営事業所数が 3,580 事業所、従業者数は 40,923 人となっています。平成 21（2009）年以降の長期的な推移では、産業規模はやや縮小傾向にあると考えられます。

次に、平成 28（2016）年度の事業所構成では「卸売業、小売業」が全体の 19.4%で最も多く、次いで「建設業」（12.8%）、「宿泊業、飲食サービス業」（12.2%）、「製造業」（10.9%）となっています。最も従業者数が多い産業は「卸売業、小売業」が全体の 17.6%を占め、「製造業」（15.9%）、「医療、福祉」（12.9%）が続いています。これら主要産業のうち、平成 21（2009）年との比較では、「建設業」や「卸売業、小売業」等において従業者数の減少が見られます。

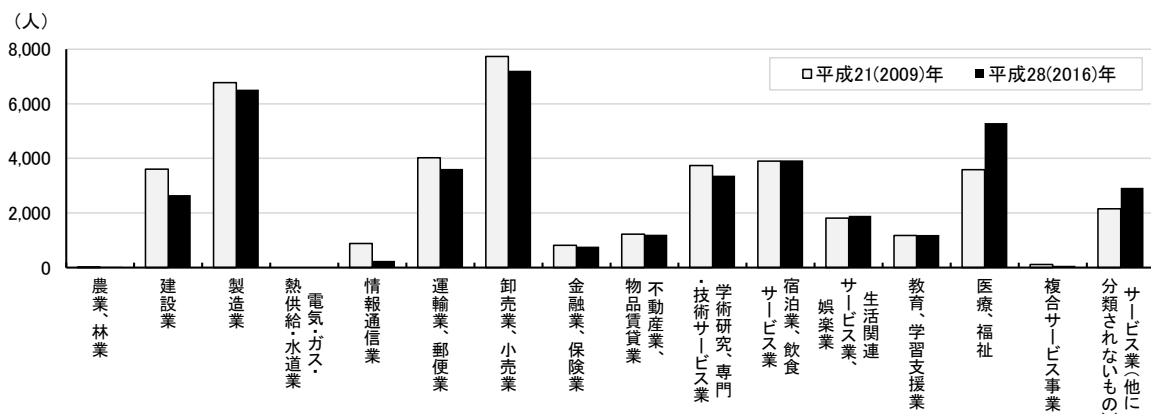
一方、従業者数の増加が顕著に見られる業種は「医療、福祉」であり、高齢化等に伴うニーズの影響がうかがえます。

■本市の事業所数及び事業者数

産業（大分類）	事業所数				従業者数			
	件数（件）		割合		人数（人）		割合	
	平成21年	平成28年	平成21年	平成28年	平成21年	平成28年	平成21年	平成28年
A 農業、林業	3	5	0.1%	0.1%	22	30	0.1%	0.1%
D 建設業	560	459	14.2%	12.8%	3,605	2,654	8.7%	6.5%
E 製造業	523	391	13.3%	10.9%	6,779	6,519	16.3%	15.9%
F 電気・ガス・熱供給・水道業	0	2	0.0%	0.1%	0	1	0.0%	0.0%
G 情報通信業	43	38	1.1%	1.1%	881	243	2.1%	0.6%
H 運輸業、郵便業	136	142	3.5%	4.0%	4,021	3,611	9.7%	8.8%
I 卸売業、小売業	794	694	20.2%	19.4%	7,736	7,210	18.6%	17.6%
J 金融業、保険業	46	40	1.2%	1.1%	820	771	2.0%	1.9%
K 不動産業、物品賃貸業	249	256	6.3%	7.2%	1,221	1,206	2.9%	2.9%
L 学術研究、専門・技術サービス業	126	109	3.2%	3.0%	3,736	3,366	9.0%	8.2%
M 宿泊業、飲食サービス業	521	437	13.2%	12.2%	3,896	3,933	9.4%	9.6%
N 生活関連サービス業、娯楽業	334	326	8.5%	9.1%	1,808	1,897	4.4%	4.6%
O 教育、学習支援業	123	120	3.1%	3.4%	1,174	1,197	2.8%	2.9%
P 医療、福祉	242	348	6.1%	9.7%	3,587	5,296	8.6%	12.9%
Q 複合サービス事業	12	8	0.3%	0.2%	115	66	0.3%	0.2%
R サービス業（他に分類されないもの）	223	205	5.7%	5.7%	2,156	2,923	5.2%	7.1%
総数	3,935	3,580	100.0%	100.0%	41,557	40,923	100.0%	100.0%

（出典：平成 21 年「経済センサス活動調査」総務省、平成 28 年「経済センサス活動調査」総務省 より作成）

■産業分類別の従業者数（平成 21 年、平成 28 年）



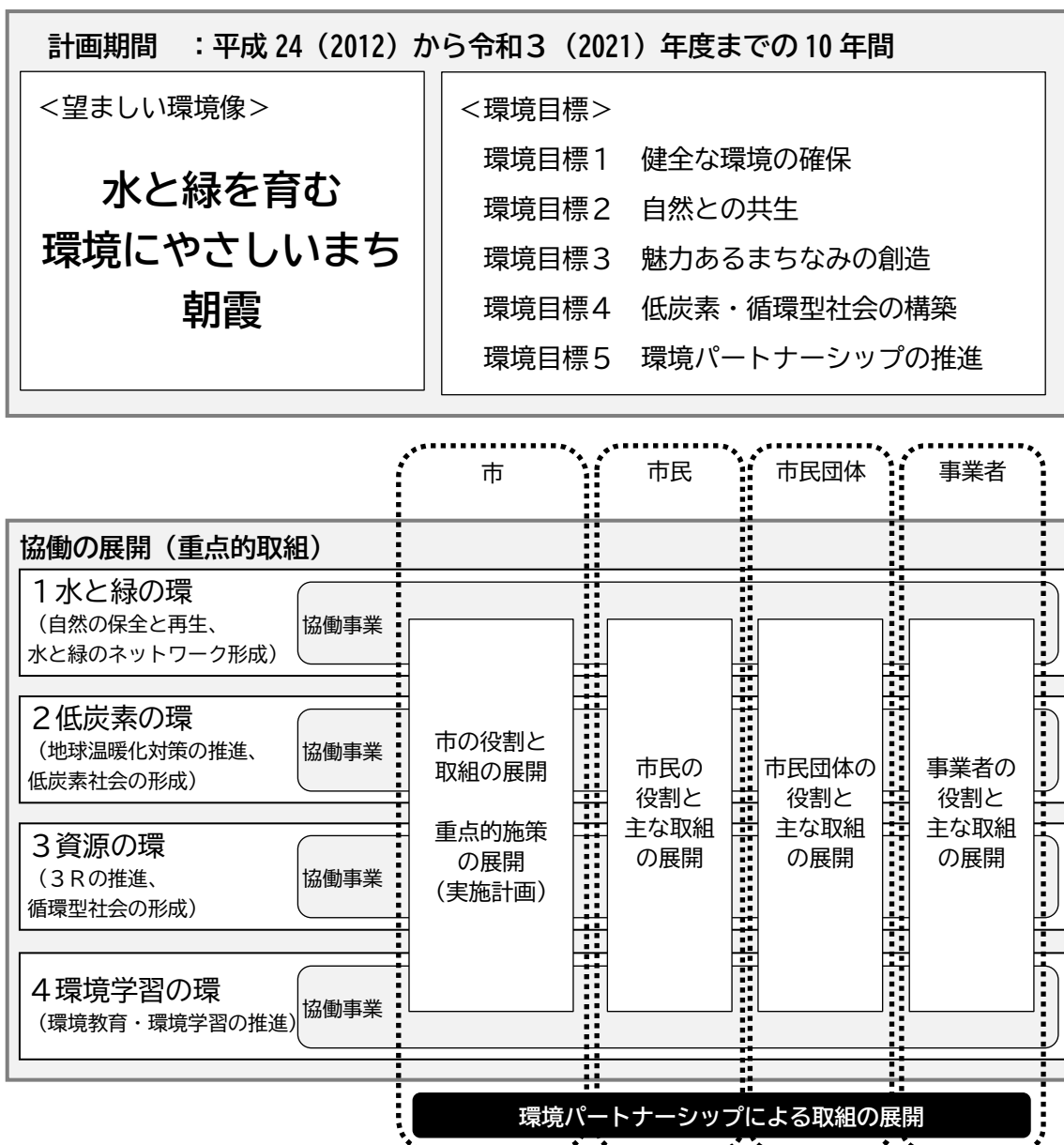
3. 第2次環境基本計画について

(1) 第2次環境基本計画の概要

第2次環境基本計画では、望ましい環境像を「水と緑を育む 環境にやさしいまち 朝霞」と掲げ、この実現のため、5つの環境要素を基本に「環境目標」を設定し、取組を展開してきました。

計画の着実な推進を図るため、環境目標の実現に向けた環境施策のうち、計画で重点的に進める施策（重点的施策）と市民・市民団体、事業者の環境保全に係る取組を環境パートナーシップ（協働）による協働事業として位置付け、相互に連携を高め、取組の推進と進行管理に努めました。

■第2次環境基本計画の構成



(2) 第2次環境基本計画の取組と成果

第2次環境基本計画における本市のこれまでの取組と成果の状況は、以下のとおりとなっています。

■第2次環境基本計画における取組と成果

健全な環境の確保

環境汚染や公害、環境リスクなどのない、自然災害に強い、誰もが健康で安心して暮せるまちを目指し、大気汚染防止、水質保全、土壌・地下水汚染防止、騒音・振動防止などに向けた各種環境調査や監視に努めるとともに、低公害車の普及啓発に取り組みました。

また、放射性物質による環境汚染への対応として保育園、幼稚園、小中学校、公園等において空間放射線量の定点測定を実施し、測定結果を公表しました。

自然との共生

本市の魅力である水辺と緑を守り、自然との豊かなふれあいとやすらぎのあるまちを目指し、市民参加による生態系調査や身近な生きもの調査を実施するとともに、生物多様性に関する情報の提供と環境学習の推進に努めました。

都市の緑化と身近な自然を保全するため、街路樹の植栽や公共施設などの緑化、緑地や農地の保全と活用、親水空間の保全に努めました。また、地域の健全な水循環を形成するため、雨水の浸透対策や雨水利用を進めながら、湧水地とその周辺環境の保全に努めました。

魅力あるまちなみの創造

本市の魅力である水と緑、歴史を活かした環境にやさしいまちを目指し、史跡・文化財等の保全と活用を図るとともに、都市景観の向上、街路・道路空間の整備と都市の緑化、オープンスペースやバリアフリーの確保、公共交通や自転車利用環境の整備など、まちづくりと一体となった施策の展開を進めました。

低炭素・循環型社会の構築

低炭素社会を目指し、再生可能エネルギー設備の導入促進や、太陽光発電システムなど家庭への再生可能エネルギー設備等の支援、日常生活での省資源・省エネルギーの普及啓発を行い、環境負荷の少ない社会システムやライフスタイルの確立を推進しました。

また、ごみを出さない生活や、資源の再利用・再資源化が積極的に行なわれる社会を目指し、3Rの取組の普及啓発や集団資源回収、分別収集の促進を図りました。

環境パートナーシップの推進

市、市民・市民団体、事業者の協働による環境の保全が進められるまちを目指し、きれいなまちづくり運動や環境美化ポスター募集などを通じて、環境パートナーシップや市民の環境学習の機会を促進しました。また、市のホームページやSNSを活用した環境関連記事の掲載、年次報告書「朝霞の環境」の発行など、環境情報の整備と発信・提供を行いました。

「朝霞市リサイクルプラザ企画運営協議会」や「あさか環境市民会議」など、環境に関わる協働事業や活動の充実・支援を促進するとともに、環境活動を実践する人材の育成を図り、環境パートナーシップの構築と強化に努めました。

■第2次環境基本計画の環境指標の進捗状況

第2次環境基本計画の市の取組について、数値目標を設定した項目における令和元（2019）年度の指標の状況と、計画目標は以下のとおりです。

第2次環境基本計画で設定された環境指標の目標を達成した項目については、今後とも維持・向上を図り、未達成項目については、本計画のなかで、施策や環境指標の見直しを進めていきます。

基本施策	計画策定時 平成 21 (2009) 年度	現状 令和元 (2019) 年度	計画目標 令和 3 (2021) 年度	評価※1
都市公園の箇所数	39 箇所	39 箇所	41 箇所	○
市民一人当たり公園面積	2.32 m ² /人	2.19 m ² /人	2.78 m ² /人	△
市民農園利用率	97%	99%	100%	○
生活環境の保全に関する環境 基準値の達成（BOD 値）黒目川	1.0mg/ℓ	上流 1.3mg/ℓ 中流 1.3mg/ℓ	1.0mg/ℓ	△※2
市の二酸化炭素（CO ₂ ）排出量 の削減率	平成 19(2007) 年度比 5.0%増加	平成 25(2013) 年度比 1.71%削減	平成 25(2013) 年度比 7.0%削減	△
住宅用太陽光パネル設置補助 延べ戸数	304 戸	956 戸	1,102 戸	○
市内循環バス利用者数（延べ）	328,568 人	415,286 人	422,000 人	○
市民 1 人当たりごみ排出量	655 g/日	572 g/日	490 g/日以下	○
再生利用率	32.0%	33.1%	36.8%	○
環境大学参加者数（延べ）	227 人	0 人	130 人	△※3
リサイクルプラザでの講座 開催日数	89 日	5 日	48 日	△

※1 ○順調（100%以上）○概ね順調（80%以上）△やや遅れ（80%未満）

※2 黒目川の BOD 値目標は環境基準である 5.0 mg/ℓ を下回っているが、市の目標とする指標（最上位の河川類型（AA 類型河川））を基準としている。

※3 計画策定当初から運営状態に変化があったため。

■朝霞市・埼玉県・国における環境保全等に関する主な取組

年	朝霞市	埼玉県	国
昭和42	1967 市制施行	(省 略)	公害対策基本法 ↑ (省 略) ↓ 昭和63年 オゾン層保護法
昭和44	1969 あさ地の環境保全に関する条例		
昭和46	1971 都市公園条例		
昭和48	1973 建築協定条例		
昭和50	1975 第1次総合振興計画		
昭和51	1976 文化財保護条例		
昭和52	1977 環境美化都市宣言		
昭和56	1981 下水道条例		
昭和61	1986 第2次総合振興計画		
昭和64 平成元	1989 自転車駐車場設置及び管理条例 緑化推進条例	環境管理指針	
平成3	1991	自動車交通公害防止計画	資源有効利用促進法
平成4	1992		絶滅危惧種の保存法
平成5	1993 快適な環境づくりに関するアンケート調査(市民)	自動車排出窒素酸化物総量削減計画	環境基本法
平成6	1994 一般廃棄物処理基本計画(第1次)	環境基本条例 環境影響評価条例	環境基本計画(第1次)
平成7	1995 環境管理計画		★阪神・淡路大震災 容器包装リサイクル法
平成8	1996 第3次総合振興計画 住み良い環境づくり基本条例	環境基本計画(第1次) 地球温暖化対策地域推進計画	
平成9	1997	彩の国ローカルアジェンダ21	環境影響評価法
平成10	1998 廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例	彩の国湿地・湧水地保全基本計画	地球温暖化対策推進法
平成11	1999 第2次一般廃棄物処理基本計画	彩の国豊かな自然環境づくり計画 ごみ処理広域化計画	化管法(化学物質把握管理促進法) ダイオキシン類対策法
平成12	2000 ポイ捨ての防止に関する条例 緑の基本計画 リサイクルプラザ(エコネットあさか)開設	希少野生動植物の種の保護に関する 条例 ごみの散乱防止に関する条例	建設資材再資源化法 グリーン購入法 循環型社会形成推進法 食品循環資源再生利用促進法 環境基本計画(第2次)
平成13	2001 快適な環境づくりに関するアンケート調査 (市民、中学生)	環境基本計画(第2次) 彩の国青空再生戦略21 生活環境保全条例	フロン類回収法
平成14	2002 環境基本計画(第1次) みどりの基金条例 みどりの基金管理要綱	土砂の排出、たい積等の規制に関す る条例	エネルギー政策基本法 農用地土壌汚染対策法 使用済み自動車再資源化法 鳥獣保護法 自然再生推進法
平成15	2003 地球温暖化対策実行計画(第1次)	彩の国ふるさと川の川再生基本プラン ディーゼル車の排出ガス規制開始	
平成16	2004 第3次一般廃棄物処理基本計画 あさが環境市民会議の設立 公園管理実施要綱	地球温暖化対策地域推進計画(第2 次) 資源循環戦略21	環境保全活動・環境教育推進法 景観法 外来生物法
平成17	2005 都市計画マスタープラン	ふるさと埼玉の緑を守り育てる条例	京都議定書発効 環境配慮活動促進法 食育基本法 地域再生法
平成18	2006 路上喫煙の防止に関する条例 第4次総合振興計画 基本構想・前期基本計画 生け垣設置奨励補助金交付要綱 緑の基本計画(改訂版)	広域緑地計画 エコアジア2006開催 (於:さいたま市)	観光立国推進基本法 有機農業の推進に関する法律 住生活基本法 環境基本計画(第3次)
平成19	2007	環境基本計画(第3次) 川の国埼玉-川の再生基本方針	エコツーリズム推進法 環境配慮契約法
平成20	2008 開発事業等の手続及び基準等に関する条例	彩の国みどりの基金設置 ごみ処理広域化計画(2次) 生物多様性保全県戦略	農林漁業バイオ燃料法 生物多様性基本法 地球温暖化対策推進法改正 省エネ法改正(平成22年度施行)
平成21	2009 市民協働指針-パートナーシップによるまちづくり- 第4次一般廃棄物処理基本計画 第2次地球温暖化対策実行計画	地球温暖化対策推進条例 地球温暖化対策実行計画(ストップ 温暖化・埼玉ナビゲーション2050)	化審法(化学物質審査規制法)改正
平成22	2010 快適な環境づくりに関するアンケート調査 (市民、中学生)		地球温暖化対策基本法(閣議決定) 生物多様性保全活動促進法
平成23	2011 第4次総合振興計画・後期基本計画 快適な環境づくりに関するアンケート調査(事業 所)		★東日本大震災、福島第一原子力発電 所事故発生

年		朝霞市	埼玉県	国
平成24	2012	第2次環境基本計画	公害防止計画（第9期） 環境基本計画（第4次） 広域緑地計画 改定	環境基本計画（第4次） 生物多様性国家戦略2012-2020 使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律公布 再生可能エネルギー固定価格買取制度（FIT）の開始 環境教育等促進法
平成25	2013	空き家等の適正管理に関する条例	環境影響評価条例改正 微小粒子状物質（PM2.5）注意喚起要綱 自動車排出窒素酸化物及び自動車排出粒子状物質総量削減計画 次世代自動車充電インフラ整備ビジョン 第7期分別収集促進計画	微小粒子状物質（PM2.5）注意喚起に係る暫定的指針 地球温暖化対策推進法改正 フロン排出抑制法 大気汚染防止法改正（石綿飛散防止対策）
平成26	2014		PM2.5の注意喚起を実施	エネルギー基本計画閣議決定 水循環基本法公布 雨水の利用の推進に関する法律公布 鳥獣保護法改正
平成27	2015	第3次地球温暖化対策実行計画 景観計画 みどりのまちづくり基金条例	商用水素ステーション開所（さいたま市見沼区） 地球温暖化対策実行計画（ストップ温暖化・埼玉ナビゲーション2050）改訂 環境影響評価条例改正	自然公園法規則の改正 水銀による環境の汚染の防止に関する法律公布 気候変動の影響への適応計画閣議決定 気候変動枠組条約第21回締約国会議（COP21）開催、パリ協定採択
平成28	2016	第5次総合計画 基本構想・前期基本計画 みどりの基本計画（改訂版） 地域防災計画 都市計画マスタープラン（改訂版）	第8次廃棄物処理基本計画 県立自然公園条例規則の改正 県庁スマート水素ステーション開設 第一種フロン類引取等業者認定制度の開始 第8期分別収集促進計画 生活排水処理施設整備構想改定 PCB廃棄物処理計画改正	地球温暖化対策計画閣議決定 地球温暖化対策推進法の改正 PCB廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法改正 パリ協定の発効
平成29	2017		環境基本計画（第4次）見直し 災害廃棄物処理指針 第2次広域緑地計画 県内河川のBOD環境基準達成率100%の達成	都市緑地法の改正 土壌汚染対策法改正 廃棄物処理及び清掃に関する法律改正 水銀に関する水俣条約の発効 水素基本戦略
平成30	2018		生物多様性保全戦略 環境科学国際センターに地域気候変動適応センターを設置	第5次環境基本計画閣議決定 気候変動適応法公布 気候変動適応計画閣議決定
平成31 ・令和元	2019	第5次一般廃棄物処理基本計画（改定版） 道路整備基本計画 産業振興基本計画 雨水管理総合計画	県内のPM2.5大気環境基準達成率100%の達成 第9期分別収集促進計画	プラスチック資源循環戦略 食品ロスの削減の推進に関する法律 パリ協定に基づく成長戦略としての長期戦略閣議決定 フロン排出抑制法改正 浄化槽法改正
令和2	2020	第5次総合計画・後期基本計画 第3次地球温暖化対策実行計画（改訂版） 快適な環境づくりに関するアンケート調査（市民、中学生、事業者） 土砂等の堆積の規制に関する条例	地球温暖化対策実行計画（第2期）	大気汚染防止法改正 レジ袋有料化の開始 2050年カーボンニュートラル宣言
令和3	2021	地域公共交通計画		地球温暖化対策推進法改正

※埼玉県については、令和2年版埼玉県環境白書資料編環境年表より抜粋

※青字：環境基本計画に関連する事項

4. 市民、事業者等の環境意識

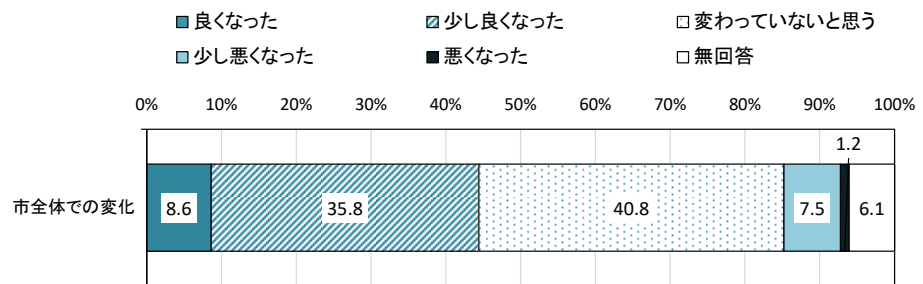
(1) アンケート調査（市民、中学生、事業者）

市民、中学生、事業者を対象とした環境に関するアンケート調査を実施しました。主な結果を以下に示します（アンケート調査の概要は、資料編 137 ページを参照）。

1) 環境の変化

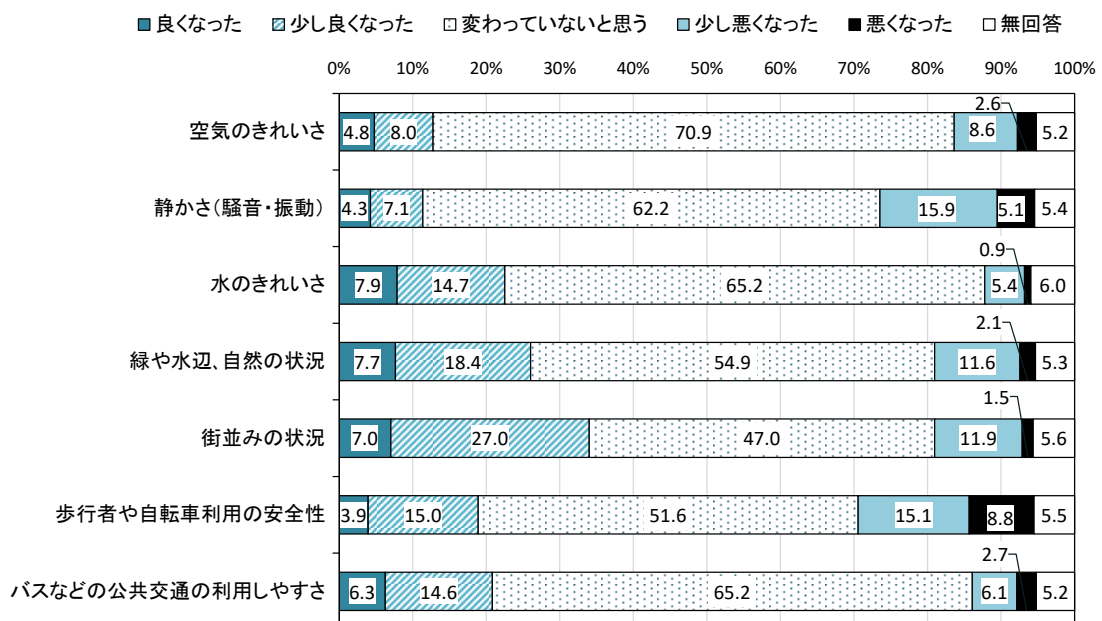
市民の住まい周辺の環境に対する満足度は、市全体で良くなった（少し良くなったを含む）の回答が 44.4%で、半数近くが全体としては良くなったと感じています。

■住まいの周辺の環境に対する満足度（市民 問2（2））



また、項目別の環境変化では、すべての項目で「変わっていないと思う」との回答が多くなっています。また、「街並みの状況」について、良くなった（少し良くなったを含む）と感じる回答が多くなっており、「水のきれいさ」、「緑や水辺、自然の状況」、「バスなどの公共交通の利用しやすさ」では、2割以上の市民が、良くなったと回答しています。

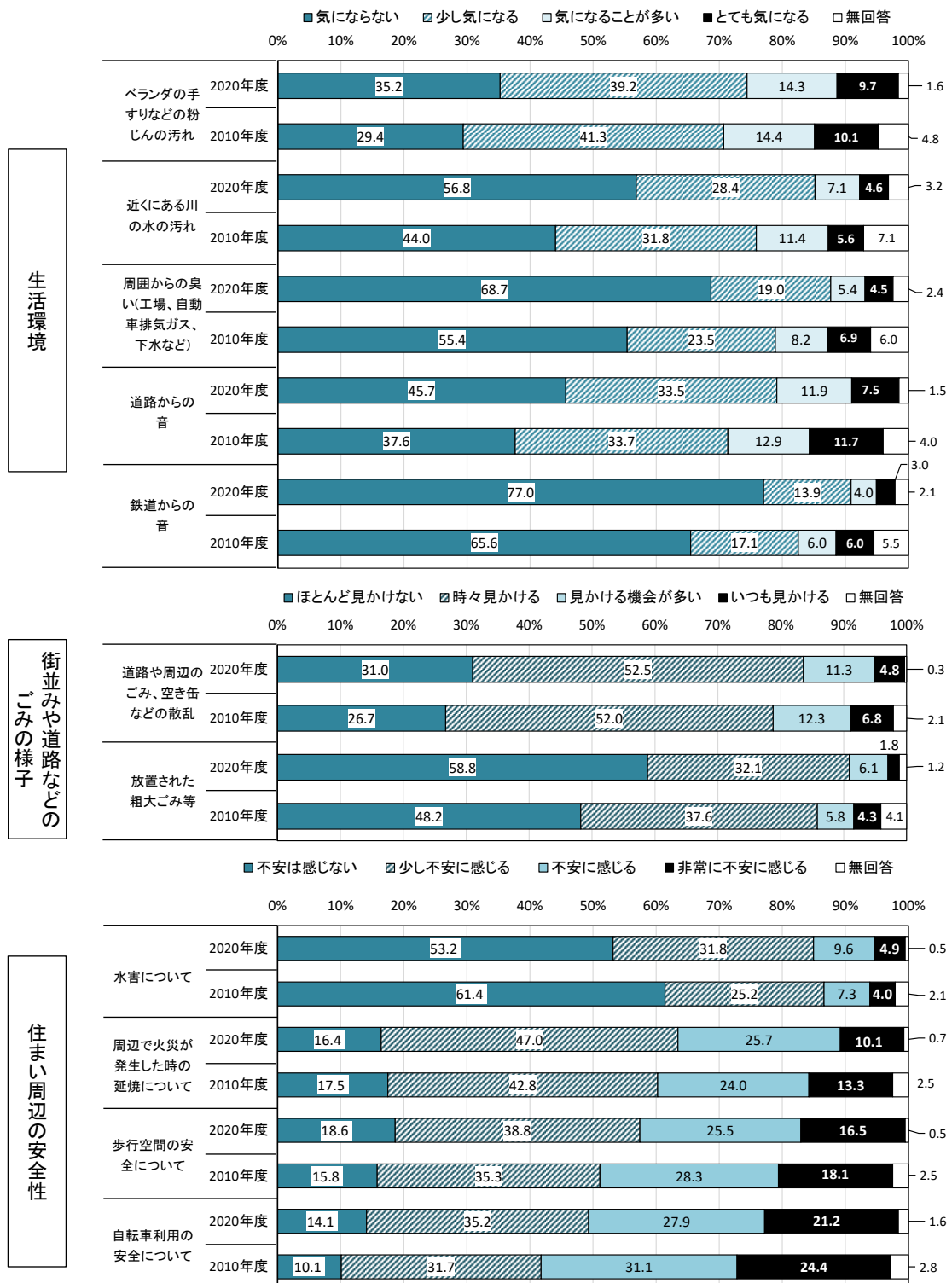
■以前（10 年前）との比較（市民 問2（1））



2) 環境に対する満足度と満足度の変化

前回調査（平成 22（2010）年度）と比較して、住まいの周辺の環境に関する評価は全体的に向上しており、大きく悪化した項目もみられませんでした。大気環境（粉じん）やごみ問題、道路騒音、歩行空間の安全性といった項目については、満足度を上げる取組が引き続き求められています。

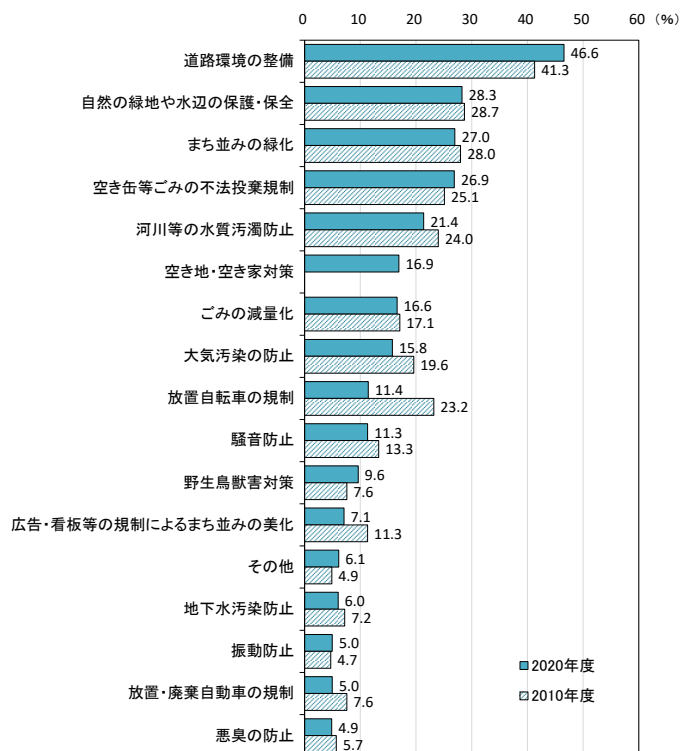
■住まい周辺の環境状況（市民：問1）



3) 環境保全に関する取組（優先度）市民

市が環境保全上優先して行うべき取組について、市民では「道路環境の整備」への意見が最も多く、次いで「自然の緑地や水辺の保護・保全」、「まち並みの緑化」の順となっています。

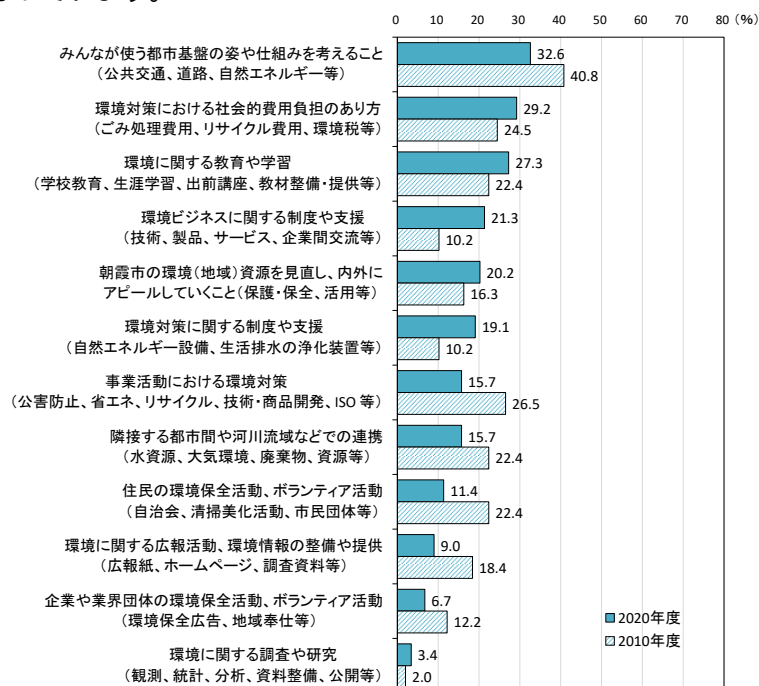
■市が優先すべき環境保全に関する取組（市民：問5）



4) 環境保全に関する取組（優先度）事業者

市が環境保全上重点的に行うべき取組について、事業者では「みんなが使う都市基盤の姿や仕組みを考えること」への意見が最も多く、次いで「環境対策における社会的費用負担のあり方」、「環境に関する教育や学習」の順となっています。

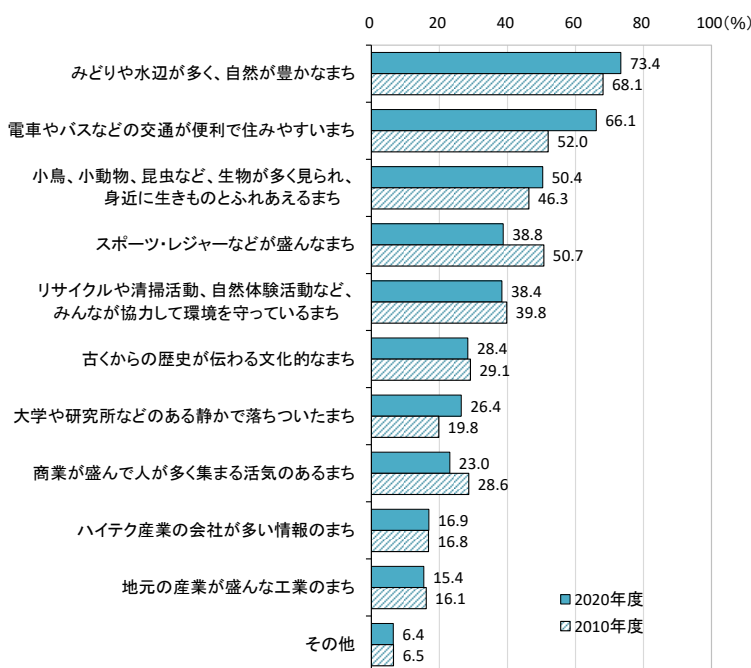
■市が重点的に取り組むべき環境課題（事業者：問6）



5) 望ましい環境像

中学生から見た望ましい朝霞市の環境像では「みどりや水辺が多く、自然が豊かなまち」が最も多くなっています。

■望ましい朝霞市の環境像
(中学生：問5)

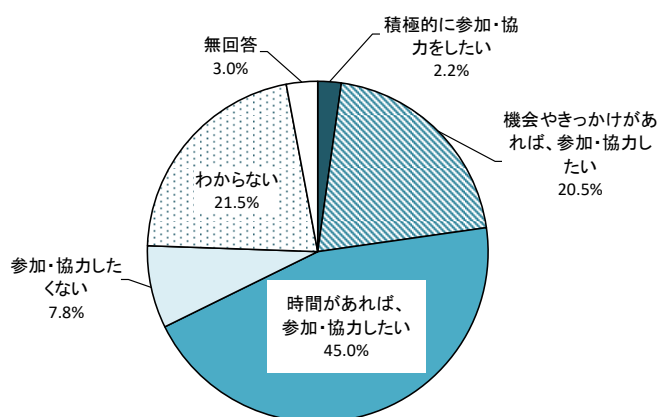


6) 環境保全に関する活動への参加・協力

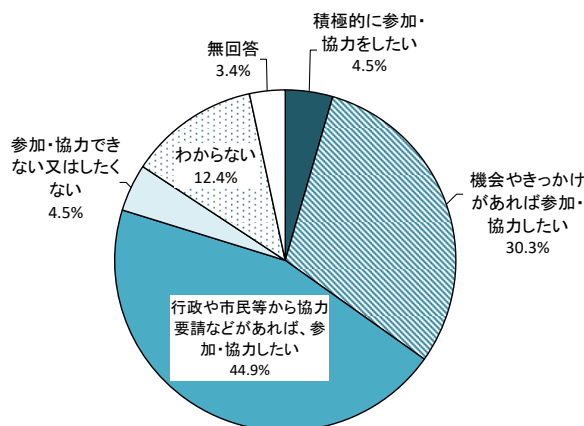
環境保全に関する活動に対して「積極的に参加・協力をしたい」、「機会やきっかけがあれば参加・協力をしたい」と考える市民は全体の約 23%で、「時間があれば参加・協力したい」との回答が最も多くなりました。

事業者の環境保全活動への参加意識では、「行政や市民等から協力・要請があれば参加・協力したい」との回答が約 45%となりました。市は、環境保全活動に参加・協力したいと考えている市民や事業者等に対して、その実現につなげるような仕組みや支援を検討する必要があります。

■環境保全活動への参加（市民：問4（1））



■環境保全活動への参加（事業者：問5）

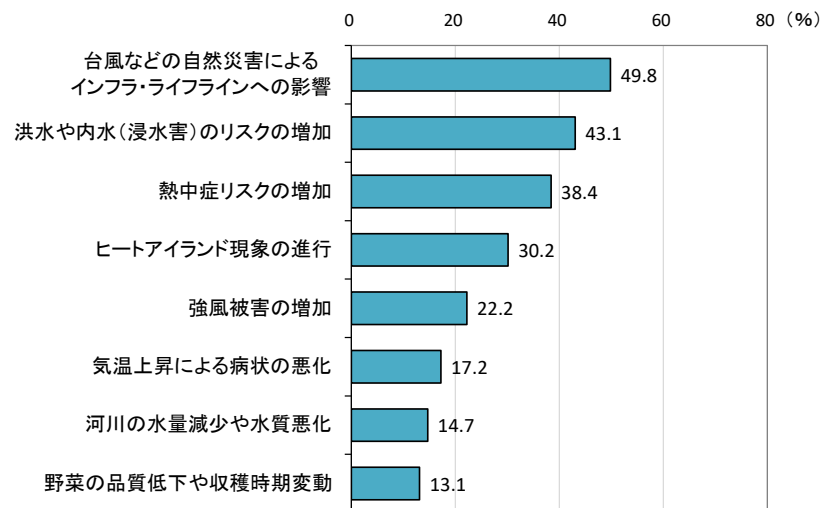


7) 気候変動の適応に向けて優先して取り組む必要がある内容

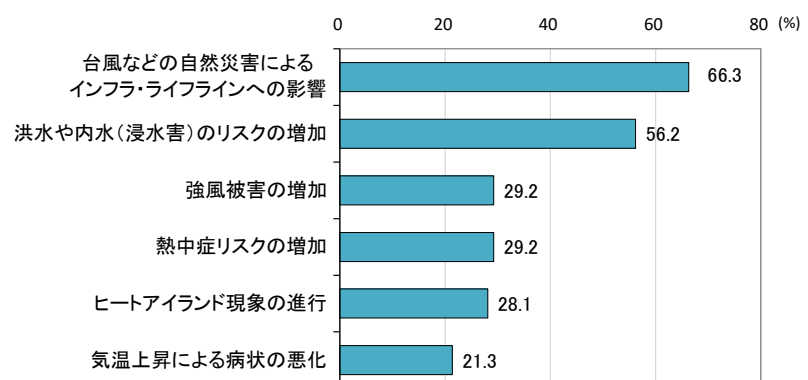
今後の取組として、気候変動への適応について、優先的に取り組む必要がある内容について、市民では、自然災害分野の「台風などの自然災害によるインフラ・ライフラインへの影響」、「洪水や内水（浸水害）のリスクの増加」、「熱中症リスクの増加」が上位になっており、自然災害分野及び健康分野への対策の推進が期待されています。

また、事業者においては、「台風などの自然災害によるインフラ・ライフラインへの影響」「洪水や内水（浸水害）のリスクの増加」、「強風被害の増加」、「熱中症リスクの増加」であり、自然災害分野の取組が上位になっています。

■優先的に行うべき適応策（市民：問7（3））



■優先的に行うべき適応策（事業者：問8（3））



(2) 環境ワークショップ

朝霞市の環境について市民から幅広く意見を聴取し、各環境分野に対する取組の必要性などに関する市民の考えを把握することを目的に、ワークショップを開催しました。

「朝霞市の環境」をテーマに、3つの分野についてグループワークを行い、活発な意見交換がなされました。意見交換会の主な意見は以下に示すとおりです。



■ワークショップで出された主な意見

分野	地球	まち	自然
朝霞市の良いところ	・学校の屋上に太陽光がある ・ビニール袋のごみが減少している ・まちなかに大きな森がある ・シェアサイクル施設が多い	・シェアサイクル施設が多い ・町内会でごみを拾う ・桜並木や朝霞の森等、市の中心に緑地がある ・黒目川沿いに遊歩道、桜並木がある ・魚類が増加している	・段丘の斜面林、湧き水が残っている ・河川敷が多く癒される ・川や花で季節を感じられる ・子供から大人まで楽しめる場所が豊富である
朝霞市の悪いところ	・温暖化による暑さや湧水が枯渇している ・台風の増加やゲリラ豪雨による浸水が発生している ・テイクアウトによるごみが増加している	・タバコや飲み物のポイ捨てやごみの不法投棄がある ・自転車レーンが不足している ・宅地造成により樹林や畑が減少している ・道路植栽の手入れが不十分である ・空き家が多い ・農業を続けられる環境（政策）が不足している	・農地が減少している ・緑地面積が少ない ・地下水や湧き水に対する意識がない ・湧水の枯渇や開発により緑が減少している
これからやるべき行動、取組	・再生可能エネルギーを援助する（もっと太陽光発電を） ・省エネを推進する ・市有施設に再エネ電力を導入する ・雨水の浸透と貯留により洪水を防止する ・防災について住民へ周知する ・ゲリラ豪雨に対応できる排水設備を整備する ・ごみ焼却を極力減らして二酸化炭素（CO₂）排出とヒートアイランド現象を減らす ・マイボトル推進やペットボトル削減のために給水サーバーを設置する	・落書き対策をする ・ペットマナーの向上を図る（路面をチョークでマーキング） ・エコカーに優遇措置をする ・市内一斉清掃への参加促進を行う ・自治体回収ごみ分別を細分化する ・意識向上の為に情報発信をする ・ガーデニングコンテストを開催する ・農業を続けて農地を保全できる仕組みを作る ・服・家庭用品をリサイクル・寄付する ・小電力発電・太陽光・風力発電を促進する	・今ある自然を残す ・緑の連続性（住宅緑地、壁面緑化等）を推進する ・街路樹の育成や植栽の整備を行う ・河川空間を残す ・魚が増える河川改修を行う ・市民農園を確保する ・小水力発電を増やす ・川で遊べるような改修、工夫をする ・地元の自然を見える化する（広報・看板等） ・浸透雨水ますを推進する

(3) 団体ヒアリング

環境に対する幅広い意見を取入れ、本計画策定の基礎資料とすることを目的として、市内で活動する環境関連団体に対してヒアリング調査を実施しました。

■ヒアリング結果

①団体の活動の内容（現状）、近年の活動状況について
・緑地や里山保全活動 ・子どもがのびのび遊べる場所創り ・ペットの飼い主へのマナーアップや適正飼養の啓発活動 ・エコに関する講座等環境啓発活動など ・緑地の清掃活動や花壇への植栽管理など
②環境に関して気になる点、活動実施における課題、問題点等
・里山保全緑地にかからない周辺地域の保全が必要 ・緑地同士のつながり、外来種対策 ・公園の樹木の維持管理計画が必要 ・駅から住宅街にかけてのタバコやビン・缶などのポイ捨て ・不法投棄ごみ ・緑地などの周知 ・市民団体のPR
③今後の活動の動向（活動内容の拡大・展開など）
・活動の拡大や新たな活動場所の開拓 ・他団体とのコラボレーション ・環境に対してあまり関心が高くない層への情報発信や活動に対する周知
④団体での参加・協力が可能な環境保全活動
・学校や行政、他の市民団体やNPOとの連携 ・清掃活動やイベントを通じた活動範囲の拡大
⑤市の今後の環境について、ご意見・ご提案
・これ以上の開発はやめて欲しい ・湧水や緑地、生きものなどの自然をできるだけ守って欲しい ・駅前の緑地が少ない（イベント等で日影が必要） ・防災の設備がある公園が欲しい ・計画などは評価実施と柔軟な見直しをして欲しい ・事業者・市民・行政が目指す方向性の共有、各主体の役割を明確にして欲しい ・多くの生き物が住める環境づくりの推進、既存の緑地の保全をして欲しい ・行政の横断的な組織と担当が必要

5. 第3次環境基本計画策定に向けた課題

第2次環境基本計画の取組の成果や市民、事業者等の環境意識等を踏まえ、本計画の策定に向けた課題を整理しました。

■本計画策定に向けた課題

健全な環境の確保

- 河川の水質は改善傾向にあるが、公共下水道の整備や事業場からの排水の監視、各家庭における生活排水対策など、良好な河川環境を保つ取組の継続が重要です。
- 大気環境については、適切な監視を継続し、市民への的確な情報提供に努めることが重要です。道路交通に起因する沿道環境では、今後も継続的な調査と対策が必要です。

自然との共生

- 生物の生息・生育環境を守るため、市民との協働による調査を継続し、地域の生態系を保全する取組を進めていくことが重要です。
- 自然観察会や生き物調査など、多彩な活動を通じて自然とふれあう機会を創出し、市民の生物多様性への理解や環境保全意識を高めることが必要です。

魅力あるまちなみの創造

- 公園や街路樹など身近な緑の多い街並みや水と緑が豊かな河川沿い、農地など、魅力ある美しい景観を守り育て、次世代へ受け継いでいくことが必要です。
- 市民・市民団体と協力して美化活動を推進し、不法投棄やポイ捨てごみのない、きれいなまちづくりを実践することが重要です。

低炭素・循環型社会の構築

- 脱炭素・循環型社会の実現に向けて、一人ひとりが地球環境に関心をもち、日常生活や事業活動がもたらす地球温暖化について理解を深め、環境負荷の少ない行動様式へ転換することが必要です。
- 再生可能エネルギー、省エネルギーの推進を継続するとともに、次世代自動車の導入や公共交通、自転車の利用促進など、環境に配慮した仕組みづくりが重要です。
- 将来的なごみ排出量の増加が懸念されており、ごみの減量化、再資源化が必要です。一人ひとりが3Rの取組を進め、意識を高めることが必要です。

環境パートナーシップの推進

- 市の将来を担う子どもたちや子育て世代に対して、環境教育・環境学習の機会の向上が重要です。
- 地域の市民団体と連携して環境保全行動の促進を図ることが必要です。積極的な環境情報の発信や環境活動団体の活動支援を継続することが重要です。